

第 31 号議案

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年 10 月 条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	
第 1 章 総則（第 1 条）	
第 2 章 家庭的保育事業等に関する基準等（第 2 条—第 11 条）	
第 3 章 乳児等通園支援事業に関する基準等（第 12 条—第 19 条）	

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第 2 章 家庭的保育事業等に関する基準等

第 2 条 [略]

(家庭的保育事業等に係る法第34条の16第 2 項第 2 号の事項に関する基準)

第 4 条 [略]

(家庭的保育事業者等に係る法第34条の16第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第 7 条 [略]

第11条 [略]

第 3 章 乳児等通園支援事業に関する基準等

(乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数に関する基準)

第12条 乳児等通園支援事業について法第34条の16第 1 項の規定に基づき

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第 2 条 [略]

(法第34条の16第 2 項第 2 号の事項に関する基準)

第 4 条 [略]

(法第34条の16第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第 7 条 [略]

第11条 [略]

条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条及び第15条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）第1条第1項第1号に定める基準に定めるところによる。

（乳児等通園支援事業の職員に関する基準）

第13条 前条の規定に基づき基準府令第22条第1項を適用する場合においては、同項中「保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とあるのは、「保育士」とする。

2 前条の規定に基づき基準府令第22条第2項を適用する場合においては、同項中「とし、そのうち半数以上

は保育士とする」とあるのは、「とする」とする。

3 前条の規定に基づき基準府令第22条第3項第1号を適用する場合においては、同号中「当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援」とあるのは、「当該保育所等の保育士による支援」とする。

4 前条の規定に基づき基準府令第22条第3項第2号を適用する場合においては、同号中「かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる」とあるのは、「当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき」とする。

（乳児等通園支援事業に係る法第34条の16第2項第2号の事項に関する基準）

第14条 乳児等通園支援事業について法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第2号に係るものに限る。）は、次条に定

めるもののほか、基準府令第1条第1項第2号に定める基準に定めるところによる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準)

第15条 第12条又は第14条の規定に基づき基準府令第25条の規定を適用する場合においては、同条中各号に定める基準のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月条例第75号)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 神戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定める条例(平成30年3月条例第35号)

(3) 幼保連携型認定こども園 神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年10月条例第19号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 この条例(家庭的保育事業等に係るものに限る。)

(乳児等通園支援事業に係る法第34

条の16第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第16条 乳児等通園支援事業について

法第34条の16第1項の規定に基づき
条例で定める基準（同条第2項第1
号及び第2号に掲げる事項以外の事
項に限る。）は、次条から第19条まで
に定めるもののほか、基準府令第1
条第1項第3号に定める基準に定め
るところによる。

（乳児等通園支援事業の設備に関す
る基準）

第17条 前条の規定に基づき基準府令

第21条第2号を適用する場合におい
ては、同号中「1.65平方メートル以
上」とあるのは、「3.3平方メートル
以上」とする。

（乳児等通園支援事業の認可に係る
基準）

第18条 法第34条の15第2項の規定に

基づき乳児等通園支援事業を行う者
は、暴力団員若しくは暴力団員でな
くなった日から5年を経過しない者
又はこれらの者がその事業活動を支
配する者であってはならない。

（乳児等通園支援事業の設備及び運
営に係る水準の向上）

第19条 法第34条の15第2項の規定に

基づき乳児等通園支援事業を行う者は、法第34条の16第3項に基づきこの条例で定める基準を遵守するほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

附 則

1 [略]

(基準省令又は基準府令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令又は基準府令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令又は基準府令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令又は基準府令の附則の規定

(2) 基準省令又は基準府令の一部を改正する内容を含む省令又は府令の附則の規定

3～8 [略]

附 則

1 [略]

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む省令の附則の規定

3～8 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、乳児等通園支援事業の基準を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。